令 和 ８ 年10月30日
業務部通関総括第１部門

飲用乳に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法別表第１の６の２の項に掲げる物品（飲用乳）については、令和８年度の初日から令和８年９月末日までの輸入数量及び協定対象外輸入数量が、輸入数量に基づく特別緊急関税（数量ベース SSG）の輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量をそれぞれ超えることとなったため、同法第７条の３第１項の規定に基づき、令和８年11月１日から令和９年３月31日までの間、数量ベース SSG が発動されることとなります。

発動後は、関税割当て又はEPA税率の適用を受けて輸入されるものを除き、枠外税率（協定税率）にその３分の１が上乗せされた税率が適用されます。

品目	輸入基準数量	輸入数量 ４月－９月	発動内容 関税率
飲用乳 (0401.20-190)	90トン	98トン	21.3%＋114円/kg → 28.4%＋152円/kg
	（協定対象外） 90トン	（協定対象外） 98トン	